

# J R 関内駅北口整備協議会規約

平成 23 年 10 月 21 日制定

最近改定 平成 28 年 2 月 9 日

(目的)

第 1 条 J R 関内駅北口整備協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の推進を図るため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長 2 名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長は、横浜市都市整備局長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、関内駅周辺再生推進協議会会長及び横浜市都市整備局都市交通部神奈川東部方面線等担当部長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 横浜市都市整備局長
- (2) 横浜市都市整備局都市交通部神奈川東部方面線等担当部長
- (3) 横浜市都市整備局都心再生部都心再生課長

- (4) 横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
- (5) 横浜市こども青少年局子育て支援部こども施設整備課長
- (6) 横浜市道路局計画調整部企画課長
- (7) 横浜市中区総務部区政推進課長
- (8) 横浜市中区中土木事務所副所長
- (9) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社総務部企画部長
- (10) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社事業部長
- (11) 関内駅周辺再生推進協議会会長
- (12) 横浜中央地下街株式会社代表取締役
- (13) 伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画検討委員会委員長
- (14) 馬車道商店街協同組合理事長

2 協議会にはオブザーバーとして国土交通省関東運輸局鉄道部計画課長、及び、神奈川運輸支局首席運輸企画専門官が参加する。

#### (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。ただし、会長が重要と認める場合は出席委員の総意で決することとする。
- 4 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 緊急を要するとき、書面表決によって会議の議決を行うことができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (会議の権能)

第8条 会議は、次の各号に掲げる事項を承認する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 連携計画の策定および変更に関すること
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

#### (書面又は代理人による表決)

第9条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を称する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使したものは、第7条第2項及び第3項の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、横浜市都市整備局都市交通部都市交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財産の移管)

第15条 協議会は、鉄道駅総合改善事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産を移管するものとする。

(監査)

第16条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合には、会議の承認を得るものとする。

(解散及び解散した場合の措置)

第19条 協議会は事業の終了をもって、解散する。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年10月21日から施行する。

この規約は、平成23年12月9日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年2月9日から施行する。